

季刊

# 労働おきなわ

2020 Summer

No.150



沖縄県商工労働部労働政策課

労働相談窓口

フリーダイヤル  
☎0120-610-223

### 目次

#### ◆ RELAY ESSAY

- 沖縄県商工労働部長 嘉数 登 ..... 1

#### ◆ INFORMATION

- ・沖縄駐留軍離職者対策センターの事業について ..... 2
- ・在日米軍従業員の事前募集について ..... 3
- ・令和2年度全国安全週間の実施について  
STOP!熱中症クールワークキャンペーン ..... 4
- ・雇用調整助成金の受給額の上限を上げます ..... 5
- ・精神障害の労災認定基準に「パワーハラスメント」を明示します ... 6
- ・業務改善助成金のご案内 ..... 7
- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため労働基準監督署への  
届出や申請は電子申請を利用しましょう! ..... 8
- ・ご存知ですか?中退共の退職金制度 ..... 9
- ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による  
休暇取得支援助成金をご活用ください ..... 10
- ・令和2年度労働保険年度更新の受付 ..... 11
- ・時間外労働の上限規制って何? ..... 12
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内 ..... 14

- ◆ 労働委員会だより ..... 15

- ◆ 労働相談 ..... 16

- ◆ 労働経済指標 ..... 17



### 表紙の写真

#### ◀ 月桃

4～7月頃には、ピンクがかった白い桃のようなカタチの花を咲かせる「ゲットウ」。これが「ゲットウ（月桃）」の由来で、爽やかな香りが特徴です。

「ゲットウ」の葉は、伝統菓子ムーチーを包むものとして用いられたり、精油したオイルはエステなどでよく用いられています。

沖縄では生活になじみ深く、サンニンという名で親しまれています。



## うちなーんちゅの働き方応援します。

沖縄県商工労働部長  
嘉 数 登

はいさい ぐすーよー ちゅーうがなびら  
令和2年度の始まりは、コロナ禍による怒濤の幕開けとなりました。好調に推移していた県内経済が一変、深刻さを増し、雇用情勢にも影響が生じています。

このような中、県においては、落ち込んだ県経済の段階的な対策を講じるため、今年5月に策定した「新型コロナウイルス対策に係る沖縄県の経済対策基本方針」に基づき、様々な施策を展開し、県経済の回復に向け取り組むとともに、県内事業者の事業継続と雇用の維持を図っているところです。

一方で、県では、昨年4月に施行された働き方改革関連法を踏まえ、県民が健康で安心して働くことができ、仕事と生活の調和を図りながら充実した生活が送れる社会の実現を目指し雇用の質の改善を図るための施策の推進に取り組んでいるところです。

今回は、働き方改革に関する県の主な取り組みを紹介したいと思います。

1つ目に「ワーク・ライフ・バランスの推進」です。

県では、労働者が健康で仕事と生活を両立しながら充実した職業生活を営むことのできる、働きやすい職場環境づくりを促進することを目的に、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいます。長時間労働の縮減や、仕事と育児・介護の両立など、労働者の仕事と生活の調和を図るため、企業における働き方の見直しの取組や休暇制度の整備といったワーク・ライフ・バランスに関する周知啓発やセミナーの開催、専門家派遣をするなどして、企業の取り組みを支援しているところです。

2つ目は「非正規労働者の処遇改善」の取り組みです。

令和元年の労働力調査によると、本県の非正規職員・従業員の割合は39.8%となってお

り、全国平均38.2%と比べ1.6ポイント高い状況にあります。非正規の職員・従業員については、家庭の事情等により自らの意思で非正規雇用を選択する労働者もおり、正社員転換を促進しても、非正規労働者は常に一定程度存在することから、非正規労働者が働きやすい職場を整え、働き続けられる環境整備を図ることは非常に重要です。非正規労働者を雇用している県内中小企業のそれぞれの実体に即した労働環境の整備を支援し、非正規労働者等従業員が働きやすい環境への改善を図ることを目的に、専門家派遣の実施や使用者セミナーの開催などの取り組みを行っています。

3つ目に「女性の就業環境整備の支援」です。

県では、女性が働きがいをもって仕事に取り組むことができる環境づくりを推進し、仕事に対して女性が抱える不安・悩みの改善・解消に繋げることを目的に、就職を希望する女性だけでなく、働いている女性もその対象として、女性労働者のキャリアアップや育児休業中の女性への復職に係る支援を行っています。

また、有資格者の相談員を配置し、個別の悩みに対し助言を行ったり、セミナーの実施によりスキルアップを支援するなど、相談者の状況に応じたきめ細やかな支援を行っています。

その他にも女性の就業継続を図るため、産休・育休復帰支援等に取り組む意欲のある企業を対象に、「女性が働き続けられる職場づくり支援プログラム」を活用し、社会保険労務士等の専門家派遣等を通じて就業継続に向けた環境整備を行えるよう支援をしています。

以上、県の主な取り組みを紹介しましたが、この働き方改革の実現には労働者の皆さまの意識の向上と使用者の皆さまのご協力、ご支援が非常に重要であると考えております。一緒に頑張ってみましょう！

## 沖縄駐留軍離職者対策センターの事業

(一財) 沖縄駐留軍離職者対策センターは、昭和48年4月に設立認可され、駐留軍労働者の各種相談業務・職業紹介事業等を行っています。

また、平成17年12月から駐留軍労働者及び離職者のアスベスト相談業務も実施しております。

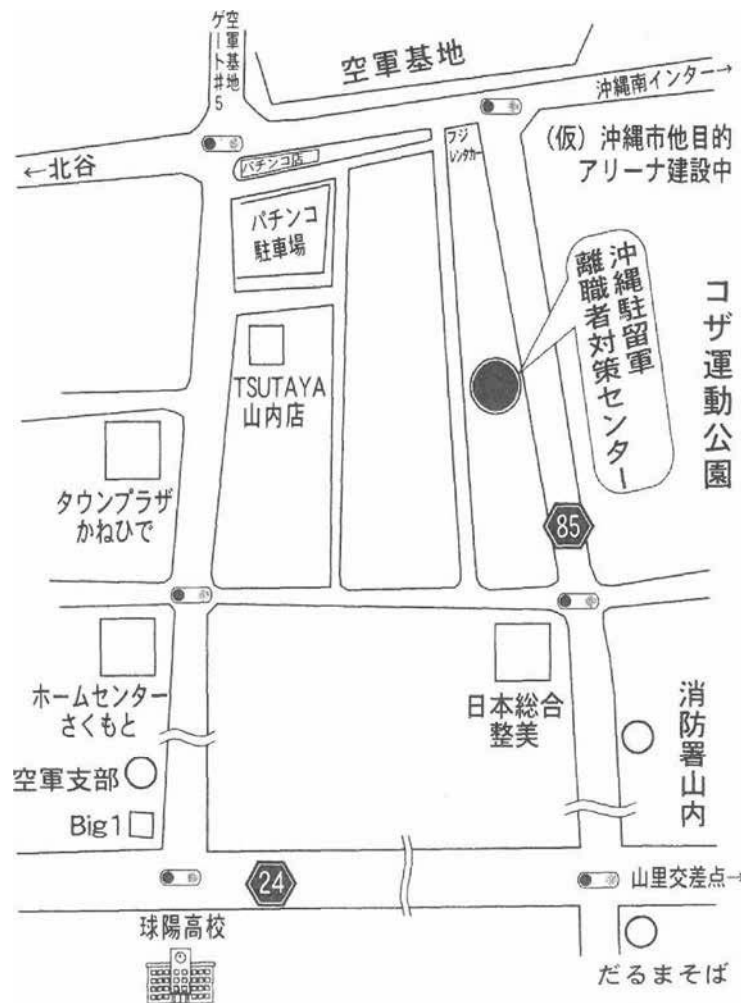
### 1. 離職者対策事業

- ①再就職関係 ②白立・自営業関係 ③職業紹介関係
- ④職業訓練関係 ⑤生活相談関係について専門家がアドバイス。

### 2. アスベスト相談

復帰前後に解雇された、12,628人の中にはアスベストに暴露された離職者も数多く、アスベスト対策の拠点として離職者対策センターの役割はますます重要となっております。

沖縄駐留軍離職者対策センター案内図



住所  
 沖縄市山内  
 4丁目1番40号 2階

電話番号  
 098-923-0033(代表)  
 098-923-0151 (相談窓口)

FAX 番号  
 098-923-0380

## 在日米軍従業員の事前募集について

### 1 応募資格

沖縄県在住の満 18 歳以上の方

### 2 応募方法

インターネット又は窓口のいずれか 1 回の応募で有効

- ・インターネット：エルモのホームページ(「LMO」で検索又は(スマートフォン) <http://www.lmo.go.jp>)を開き、【求人情報】の【在日米軍従業員事前募集(沖縄の基地)】をご覧ください。
- ・窓口応募：指定の応募用紙に必要事項を記入の上、お申し込みください。

### 3 応募受付時間

- ・インターネット：年中 24 時間受付
- ・窓口：午前 9 時～午後 5 時 30 分受付  
(ただし、土曜・日曜、祝日及び 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日を除く)

### 4 窓口応募受付場所及び問合せ先

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構(エルモ) 沖縄支部 管理課  
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良 1058 番地 1  
TEL：098-921-5532

## 令和2年度全国安全週間の実施について

厚生労働省では、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを安全週間として実施します。

- ◆スローガン◆エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 ゼロ災職場
- ◆主 唱 者◆厚生労働省、中央労働災害防止協会

## STOP！熱中症クールワークキャンペーン

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。沖縄労働局では、労働災害防止団体などと連携して、令和2年5月から9月まで「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のため重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆様ご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

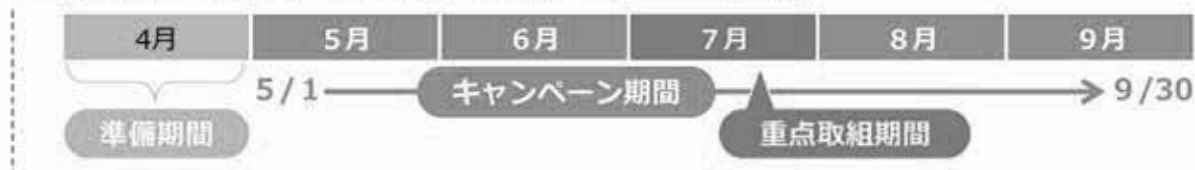
# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

令和2年5月～9月

### — 熱中症予防対策の徹底を図る —

職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業場でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取り組みましょう！

●実施期間：令和2年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方へ

令和2年6月12日

## 雇用調整助成金の受給額の 上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます  
(1人あたり日額8,330円⇒15,000円)

企業規模にかかわらず、  
すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を  
10/10 (100%) に拡充します

- **令和2年4月1日から9月30日までの期間**を1日でも含む賃金締切期間  
(判定基礎期間) が対象です
- **すでに受給した方・申請済みの方にも適用**されます
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

<様式はこちら>



### 「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

- ・ 令和2年1月24日から賃金締切期間(判定基礎期間)の末日までに、解雇等を行っていないこと  
(解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。  
また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます)
- ・ 賃金締切期間(判定基礎期間)の末日時点の従業員数が、令和2年1月24日から賃金締切期間  
(判定基礎期間)の末日までの各月末時点の従業員数の平均の5分の4以上であること

## 精神障害の労災認定基準に 「パワーハラスメント」を明示します

～ 業務による心理的負荷（ストレス）評価表を明確化・具体化しました ～

厚生労働省では、労働者に発病した精神障害が業務上災害として労災認定できるかを判断するために、「心理的負荷による精神障害の認定基準」を定めています。

認定基準では、発病前のおおむね6か月間に起きた業務による出来事について、強い心理的負荷が認められる場合に、認定要件の一つを満たすとなっています。

令和2年6月から改正労働施策総合推進法が施行され、パワーハラスメントの定義が法律上規定されたこと等を踏まえ、認定基準の「業務による心理的負荷評価表」にパワーハラスメントを明示しました。

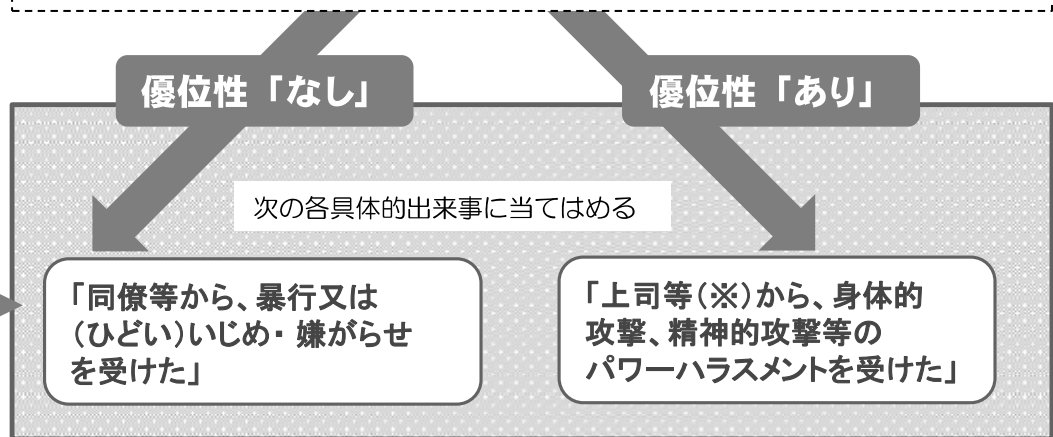
### 変更のポイント

これからは、職場における人間関係の優越性等に注目した上で、より適切に評価し得る「具体的出来事」に当てはめ、心理的負荷を判断することになります。

今まで

上司や同僚等から、嫌がらせ・いじめや暴行を受けた場合、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」という具体的出来事に当てはめて評価していました。

これから



※「上司等」とは

職務上の地位が上位の者のほか、＜同僚又は部下であっても、業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、その者の協力が得られなければ業務の円滑な遂行を行うことが困難な場合＞、＜同僚又は部下からの集団による行為でこれに抵抗または拒絶することが困難である場合＞を含みます。

#### ■パワーハラスメントの定義■

職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる以下の3つの要素を全て満たす言動とされます。

① 優越的な関係を背景とした言動であって、② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③ 就業環境が害されるもの



# 「業務改善助成金」のご案内

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

## 助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、  
設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）  
などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

○活用事例はHPをご覧ください！

生産性向上の事例集 厚生労働省 検索

## 概要

※申請期限：令和3年1月29日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率		
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)		
		2～3人	40万円				
		4～6人	60万円				
		7人以上	80万円				
30円コース	30円以上	1人	30万円			【事業場内最低賃金850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は9/10 (※1)	
		2～3人	50万円				
		4～6人	70万円				
		7人以上	100万円				
60円コース	60円以上	1人	60万円				【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1)
		2～3人	90万円				
		4～6人	150万円				
		7人以上	230万円				
90円コース	90円以上	1人	90万円		【事業場内最低賃金850円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は4/5 (※1)		
		2～3人	150万円				
		4～6人	270万円				
		7人以上	450万円				

(※1) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

(※2) 対象は、地域別最低賃金850円未満の地域のうち事業場内最低賃金が850円未満の事業場です。（令和2年4月13日現在）青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の32県。

## お問い合わせ先

◆「沖縄働き方改革推進支援センター」にお気軽にお問い合わせください。

沖縄県那覇市前島 2-12-12 セントラルコーポ兼陽 205 ☎0120-420-780・781



# 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、 労働基準監督署への届出や申請は、 電子申請を利用しましょう！

## 労働基準監督署に来署いただかなくても手続きできます

労働基準法や最低賃金法に定められた手続きについては、労働基準監督署の窓口にお越しいただくことなく、電子政府の総合窓口「e-Gov」から、電子申請の利用が可能です。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、多くの方が利用される労働基準監督署の窓口での届出・申請は避け、電子申請の利用を推奨します。

電子申請が直ちに利用できない場合は郵送による届出・申請も可能です。

### 届出・申請可能な主な手続

労働基準法に定められた届出 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）</li> <li>● 就業規則の届出</li> <li>● 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など</li> </ul>
最低賃金法に定められた申請 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 最低賃金の減額特例許可の申請 など</li> </ul>

※ e-Gov電子申請システムはパソコンからのみご利用いただけます。

### 簡単・スマートに申請可能です

- インターネット上の様式に必要な事項を入力し、電子署名を付してクリックするだけで手続きができます。
- 大量の書類への記入も、電子申請ならデータでスマートに処理できます。

### 導入も簡単です

- マイナンバーカードや住民基本台帳カード（以下「マイナンバーカードなど」といいます）を使うと、電子証明書の取得の手間や費用がかかりません。
- ※ ICカードリーダー（マイナンバーカードなどを読み込む機器）などが別途必要です。
- 労働基準法や最低賃金法に基づく届出や申請について、社労士が提出代行を行う場合、提出代行に関する証明書をPDF形式で添付することにより、使用者の電子署名及び電子証明書を省略することができます。

令和2年3月から、36協定・就業規則の本社一括届出の手続方式が変更され、36協定は最大30,000事業場、就業規則は最大2,500事業場について一度に申請可能になりました。

※ 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、

e-Gov 事前準備



検索

を検索してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

**有利**

掛金は全額非課税

手数料もかかりません

パートさんも  
加入できます

事業主と生計を一にする  
同居の親族のみを雇用する  
事業所の従業員も、次の条件を  
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
  - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

ご存知ですか？

**中退共の退職金制度。**

中退共は、半世紀で100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

**安心**国の制度だから  
安心・確実掛金の助成を  
受けることができます**簡単**外部積立型だから  
管理がカンタン

詳しくはホームページをご覧ください

中退共

検索

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>**中退共制度のしくみ****① 加入申込**

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

**② 掛金納付**

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で金融機関に納付します。

**③ 支払い**

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

**中小企業退職金共済事業本部**ちゅうたいきょう  
略称：中退共

ちゅうたくくん きょう子ちゃん

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211



事業者の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金をご活用ください



### ▶▶助成金の対象

詳細は裏面をご参照ください

①～③の全ての条件を満たす事業者が対象です。

✓ 令和2年5月7日から同年9月30日までの間に

① **新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として**、医師または助産師の指導により、休業が必要とされた**妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度**(年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の**6割以上**が支払われるものに限る)を整備し、

② 当該有給休暇制度の内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて**労働者に周知**した事業者であって、

✓ 令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に (※)

③ 当該**休暇を合計して5日以上取得**させた事業者

(※新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間)

### ▶▶助成内容

対象労働者1人当たり **有給休暇計5日以上20日未満：25万円** \*1事業所当たり20人まで  
**以降20日ごとに15万円加算 (上限額：100万円)**

### ▶▶申請期間

令和2年6月15日から令和3年2月28日まで

\*雇用保険被保険者の方用と、雇用保険被保険者以外の方用の**2種類**の様式があります。

\***事業所単位**ごとの申請です。

事業者の皆さまには、この助成金も活用しつつ、  
妊娠中の女性労働者が休みやすい環境づくりに努め、積極的な配慮をお願いします。

支給要件の詳細や具体的な手続、支給申請書のダウンロードはこちらから

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11686.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html)



都道府県労働局 雇用環境・均等部 (室) に

本助成金及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の相談・申請窓口を設置しています

受付時間8時30分～17時15分 (土・日・祝日・年末年始を除く)

相談・申請窓口URL : [https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index_00004.html)



都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-6893-1100	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7357	京都	075-241-0504	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-4630	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2728	兵庫	078-367-0700	福岡	092-411-4717
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-0221	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1701	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8294	長野	026-223-0551	島根	0852-20-7007	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-224-7639	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-254-6320	広島	082-221-9247	鹿児島	099-222-8446
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4403
千葉	043-306-1860	三重	059-261-2978	徳島	088-652-2718		



詐欺にご注意ください。国や都道府県労働局から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。  
また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部 (室)

## 令和2年度労働保険年度更新の受付

6月1日から労働保険年度更新申告書の受付が始まりました。新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、郵送又は電子申請により提出していただくようお願いします。

郵送又は電子申請のほか、下表のとおり、労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）の窓口等でも申告書の受付を開始しています。

※ 中部地域については、沖縄労働基準監督署で受け付けているほか、7月8～10日は別会場を設けています。

※ 申告書の提出と同時に労働保険料を納付する場合は、納付時の金融機関の窓口で申告書を提出することができます。

新型コロナウイルス感染症に対応する特例として、**労働保険料等の納付猶予制度**が期間限定で新設されています。左記の納付猶予を受けるためには、年度更新等により確定した労働保険料等の納付期限までに猶予申請書を労働局長あて提出していただく必要があります。納付猶予を受けようとする事業主の皆さまは、特に年度更新申告書を早めに提出いただくようお勧めします。

令和2年度に限り、新型コロナウイルス感染症に対応する特例として、年度更新申告書の提出期限（労働保険料等の納付期限）が8月31日（月）まで延長されていますが、例年、提出期限（納付期限）が近づきますと、受付窓口が混み合いますので、早めの提出と納付をお勧めします。

### 緑色の封筒で郵送された申告書

受付日時	受付窓口
全期間（土・日・祝日を除く） 8：30～17：15	各労働基準監督署 所在地等は緑色の封筒の裏面を参照
7月8日（水）・7月9日（木） 10：00～16：00	沖縄商工会議所 ホール 沖縄市中央4-15-20
7月10日（金） 10：00～16：00	ハローワークプラザ沖縄 3階会議室 沖縄市中央2-28-1 沖縄市雇用促進等施設（BCコザ）

### 青色の封筒で郵送された申告書

受付日時	受付窓口
全期間（土・日・祝日を除く） 8：30～16：00	各公共職業安定所（ハローワーク） 所在地等は青色の封筒の裏面を参照

〔お問合せ〕 沖縄労働局 労働保険徴収室（電話 098-868-4038）

## 時間外労働の上限規制って何？ うちの会社も見直す必要がある？

### 🕒 ポイント

- 労働者が **法律の上限を超える時間（※）** 働く場合には、あらかじめ「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。
- 2020年4月から、36協定で定めることができる時間外労働時間に制限（**時間外労働の上限規制**）ができます。

### （※）法律の上限を超える時間 とは

#### 労働時間の上限（法定労働時間）

**原則 … 1週:40時間、1日:8時間**

例外※ … 1週:44時間、1日:8時間

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

#### 休日の最低基準（法定休日）

**毎週1回または4週を通じて4日以上**  
（午前0時～午後12時の1暦日の休み）

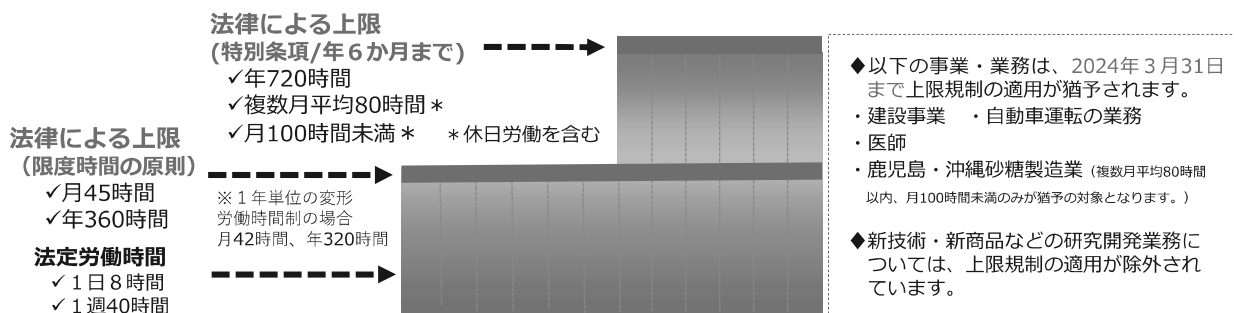
超えない

特に新しい対応はありません。

超える

過半数組合や過半数代表者と**時間外労働の上限規制**の範囲内で**36協定を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出る**必要があります。

## 時間外労働の上限規制の具体的な内容



うちは今までも36協定を結んでいたけど、「月45時間」「年360時間」までと定めているから、今すぐ見直す必要はないんだね。

### さらに詳しく知りたい方はこちら

時間外労働の上限規制に関する  
解説用パンフレットをご用意しています。



## 36協定の締結に当たって注意すべき4つのポイント

## Point

## 1

「1日」「1か月」「1年」について、時間外労働の限度を定めてください。

- 「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働の限度を定める必要があります。

## Point

## 2

協定期間の「起算日」を定める必要があります。

- 1年の上限について算定するために、協定期間の「起算日」を定める必要があります。

## Point

## 3

時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にすることを協定で定める必要があります。

- 36協定では「1日」「1か月」「1年」の時間外労働の上限時間を定めます。この上限時間内で労働をさせた場合であっても、実際の時間外労働と休日労働の合計が、月100時間以上または2～6か月平均80時間超となった場合には、法違反となります。
- このため、時間外労働と休日労働の合計を月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とすることを、協定で定める必要があります。36協定届の新しい様式では、この点について労使で合意したことを確認するためのチェックボックスが設けられています。

## Point

## 4

限度時間を超えて労働させることができるのは、「臨時的な特別の事情がある場合」に限ります。

- 限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働を行わせることができるのは、通常予見することのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別の事情がある場合に限ります。



臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合の事由については、できる限り具体的に定めなければなりません。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など、恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

（臨時的に必要な場合の例）

- ・ 予算、決算業務 ・ ボーナス商戦に伴う業務の繁忙 ・ 納期のひっ迫 ・ 大規模なクレームへの対応
- ・ 機械のトラブルへの対応

## 過半数代表者の選任

- 36協定の締結を行う労働者の代表は、労働者（パートやアルバイトなども含む）の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する方（過半数代表者）が行う必要があります。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
  - ✓ 管理監督者でないこと
  - ✓ 36協定を締結する人を選出することを明らかにした上で、投票・挙手などの方法で選出する
  - ✓ 使用者の意向に基づいて選出された人でないこと（※）
    - （※）会社による指名や、社員親睦会の代表が自動的に選出されることなどは不適切な選出となります。
- 使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行できるよう、必要な配慮（※）を行わなければなりません。
  - （※）事務機器（イントラネットや社内メールも含む）や事務スペースの提供など

労働者・事業主の皆さまへ

## 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金のご案内

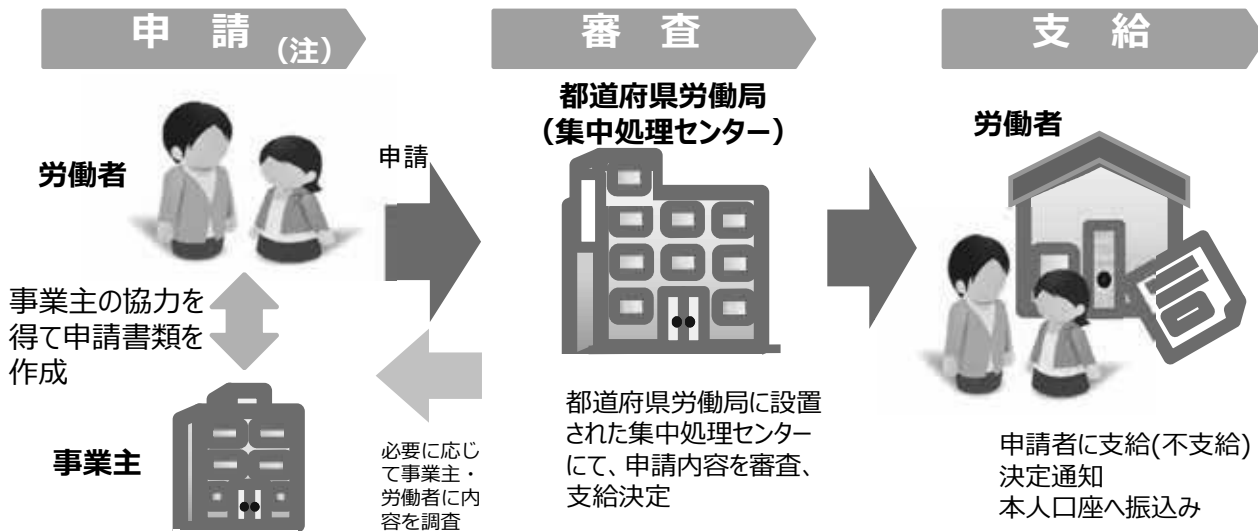
### 制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

### 申請の流れ



(注)

- ・ 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- ・ 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- ・ 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、事業主や代理人、社会保険労務士が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めることや、その名称等を公表することがあります。

### お問い合わせは

#### ■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

#### ■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
 電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局



## あっせん員候補者について

今回は、「あっせん員候補者」についてご紹介します。

労働者と使用者の間に労働条件等をめぐる紛争が起こり、労使間の話し合いで解決できない場合に、沖縄県労働委員会では、労働者、使用者のどちらか一方または双方からの申請により、紛争解決を図るための「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、「あっせん員候補者」の中から当委員会会長が指名した「あっせん員」が行います。当委員会では、原則として三者構成(公益・労働者・使用者委員各1人)により、あっせんを行います。

あっせん員候補者とは、学識経験を持つなど、労働争議の解決に大きな役割を果たすことが期待できる者で、当労働委員会では、現職の委員や事務局長等に当委員会の総会の議決を経て委嘱しています。

また、事務局では、「あっせん員候補者名簿」を常時備え付けて利用者の便宜を図るとともに、名簿の記載事項に変更があった場合は、随時更新しております。

## あっせん員候補者名簿

(令和2年4月21日現在)

区分	氏名	現職	経歴(前歴)	委嘱年月日
公益委員	ふじた ひろみ 藤田 広美	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	東京地方裁判所判事	令和元年12月16日
	みやお なおこ 宮尾 尚子	弁護士	那覇家庭裁判所判事	令和元年12月16日
	いむら まさき 井村 真己	沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	令和元年12月16日
	うえず じゅんこ 上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授	沖縄国際大学法学部准教授	令和元年12月16日
	たじま ひろき 田島 啓己	弁護士、琉球大学大学院法務研究科非常勤講師		令和元年12月16日
労働者委員	すながわ やすひろ 砂川 安弘	日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	令和元年12月16日
	かまだ けんじ 鎌田 健嗣	UAゼンセン沖縄県支部支部長	UAゼンセン福岡県支部次長	令和元年12月16日
	みやざと りゅうじ 宮里 竜二	航空連合沖縄副会長	航空連合沖縄幹事	令和元年12月16日
	たなはら はつみ 棚原 初美	日本労働組合総連合会沖縄県連合会副事務局長	UAゼンセンイオン琉球労働組合中央執行副委員長	令和元年12月16日
	おおみね かつし 大嶺 克志	自治労沖縄県本部書記長		令和元年12月16日
使用者委員	やましろ まさる 山城 勝	一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	一般社団法人沖縄県経営者協会事務局長	令和元年12月16日
	うえず ともかず 上江洲 智一	久米島製糖株式会社代表取締役社長	久米島製糖株式会社専務取締役	令和元年12月16日
	なかもら ゆうこ 名嘉村 裕子	株式会社りゅうせき取締役経営管理部管理部長	株式会社りゅうせき取締役管理本部長兼事業開発本部長	令和元年12月16日
	しろま やすし 城間 泰	株式会社琉球銀行常務取締役	株式会社琉球銀行取締役総合企画部長兼関連事業室長	令和元年12月16日
	おおしろ えみ 大城 恵美	株式会社近代美術代表取締役	株式会社近代美術代表取締役副社長	令和元年12月16日
事務局	やましろ たかこ 山城 貴子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県文化観光スポーツ部文化スポーツ統括監	令和2年4月21日
	うえま なおゆき 上間 直之	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	令和2年4月21日
	くによし さとし 國吉 聡	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審査監	沖縄県総務部総務私学課総務班長	令和2年4月21日

### ☆☆事務局から一言☆☆

労働委員会の手続は無料です。あっせんの申請・手続に関する事等は、どうぞお気軽にご相談ください。「あっせん員候補者名簿」は、ホームページでもご覧いただけます。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局(県庁2階)  
TEL:098-866-2551 FAX:098-866-2554  
ホームページ:インターネットで「沖縄県労働委員会」と入力し検索  
Eメール:aa160008@pref.okinawa.lg.jp

## 新型コロナウイルスに関する休業手当金について

### 相談内容

令和2年3月頃から新型コロナウイルス感染症の影響で、勤務日数が減っています。

給与は一部支払われていますが、上司は「給与全額ではないが、休業手当金として支払っている」とのことです。休業手当金というのは、支払い基準が法律で定められているのでしょうか。また、休業する日数に上限があるのでしょうか。

マスコミ報道で、雇用調整助成金は会社が申請すれば会社に支給されると聞いています。直接、従業員に支払う助成金はないのでしょうか。

### 相談回答

#### ポイント

①使用者の責任による事由で休業させた場合、使用者は休業期間中の従業員に、平均賃金の60%以上の休業手当を支払わなければなりません。(労働基準法第26条)

この際の休業とは、働く日(労働日)に「働く意思と能力があるが労働することができない状態」をいいます。本来の労働する必要のない休日や病休、自らが取得する有給休暇などは該当しません。

②休業手当は、平均賃金の60%以上を支払わなければいけませんが、60%以上であれば上限はありませんし、休業日数についても上限はありません。

③雇用調整助成金は使用者が申請し、休業手当を支払った使用者に支給される助成金です。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者への直接給付として、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」が支給されることとなりました。詳しい内容については、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター」(TEL:0120-221-276)にお問い合わせください。

#### 解説

新型コロナウイルスに関連して労働者を休業させる場合、欠勤中の賃金の取り扱いについては、労使で十分に話し合っていたき、労使が協力して、労働者が安心して休暇を取得できる体制を整えていただくことが望ましいものです。

労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければならないとされています。この賃金の支払いの必要性の有無などについては、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですが、労働基準法上の休業手当の要否にかかわらず、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対しては、雇用調整助成金が、事業主が支払った休業手当の額に応じて支払われます。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対しては、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金」が支給されることとなりました。

お問合せ先「沖縄県女性就業・労働相談センター」

労働相談フリーダイヤル 0120-610-223 TEL 098-941-4750

# 沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者 数 (沖縄 県)	完 全 失 業 率 (沖縄 県)	一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数 H27=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成19年	32,713	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	96.4	97.2
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	98.4	98.6
21年	31,974	284,657	12,018	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	97.6	97.2
22年	31,861	277,746	12,284	112,022	51	7.6	37,416	11,567	0.31	2,079	96.9	96.5
23年	31,907	273,713	12,525	117,855	47	7.1	44,093	12,924	0.29	2,088	96.8	96.3
24年	32,591	274,754	13,166	119,329	46	6.8	36,526	14,515	0.40	2,176	96.5	96.2
25年	32,548	274,827	13,581	121,257	39	5.7	32,533	17,212	0.53	2,179	96.9	96.6
26年	32,852	275,207	13,956	123,517	37	5.4	29,802	20,601	0.69	2,154	99.3	99.2
27年	33,209	275,892	14,561	127,067	36	5.1	28,188	23,636	0.84	2,110	100.0	100.0
28年	33,788	290,306	14,978	117,896	31	4.4	27,001	26,318	0.97	2,120	100.3	99.9
29年	34,636	288,447	15,395	125,882	27	3.8	25,758	28,598	1.11	2,099	100.7	100.4
30年	34,426	315,950	15,381	143,732	25	3.4	24,876	29,052	1.17	1,982	101.9	101.3
平成31年3月	34,071	320,061	15,858	138,856	23	3.1	25,444	30,097	1.18	3,314	102.3	101.5
4月	34,832	330,176	15,717	138,403	18	2.5	25,105	29,515	1.18	2,435	102.2	101.8
令和元年5月	34,911	330,892	15,786	140,690	20	2.7	25,922	30,630	1.18	2,121	102.3	101.8
6月	34,935	330,179	15,928	138,996	22	3.0	25,848	30,583	1.18	1,930	102.1	101.6
7月	34,964	326,908	16,036	142,656	21	2.8	25,692	30,497	1.19	1,794	102.3	101.6
8月	34,935	321,865	16,044	147,718	22	2.9	25,313	30,592	1.21	1,593	102.4	101.8
9月	34,983	324,275	16,087	147,258	24	3.2	25,633	30,394	1.19	1,610	102.6	101.9
10月	35,058	326,130	16,110	147,469	21	2.8	25,616	30,736	1.20	1,716	102.3	102.2
11月	35,022	326,893	16,272	150,869	19	2.5	25,814	30,952	1.20	1,507	102.2	102.3
12月	35,015	321,430	16,320	152,250	19	2.5	25,894	30,795	1.19	1,490	102.1	102.3
令和2年1月	34,948	320,277	16,307	156,360	23	3.0	25,862	28,770	1.11	1,429	101.9	102.2
2月	34,935	320,677	16,246	156,762	24	3.1	25,995	28,820	1.11	1,981	101.8	102.0
資料 出 所	県 統 計 課					沖 縄 労 働 局				県統計課		

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
							円	円	円	円	円	円
平成19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
22年	149.8	151.7	137.8	142.1	12.0	9.6	360,276	272,493	291,210	233,064	69,066	39,429
23年	149.0	150.7	137.1	141.2	11.9	9.5	362,296	275,343	291,783	233,892	70,513	41,457
24年	150.7	150.6	138.5	141.0	12.2	9.6	356,649	264,102	289,794	224,699	66,855	39,403
25年	149.3	150.4	136.9	140.6	12.4	9.8	357,977	264,330	289,150	226,907	68,827	37,423
26年	149.0	150.5	136.2	140.2	12.8	10.3	363,338	268,801	291,475	230,525	71,863	38,276
27年	148.7	150.7	135.8	140.4	12.9	10.3	357,949	271,818	288,508	235,524	69,441	36,294
28年	148.6	149.9	135.9	140.0	12.7	9.9	361,593	280,554	289,899	238,662	71,694	41,892
29年	148.4	150.6	135.8	140.0	12.6	10.6	363,295	283,056	290,954	240,671	72,341	42,385
30年	147.4	146.2	134.9	138.0	12.5	8.2	372,164	272,026	295,945	233,588	76,219	38,438
3月	144.1	144.0	131.3	134.3	12.8	9.7	318,496	243,279	295,281	234,660	23,215	8,619
4月	148.7	147.9	135.6	138.0	13.1	9.9	311,069	243,870	299,489	240,682	11,580	3,188
令和元年5月	141.4	144.5	129.0	133.9	12.4	10.6	311,733	243,783	294,772	237,777	16,961	6,006
6月	147.4	146.1	135.1	136.2	12.3	9.9	558,795	389,668	297,628	239,233	261,167	150,435
7月	150.1	150.4	137.8	140.9	12.3	9.5	425,502	318,005	296,427	240,235	129,075	77,770
8月	141.6	140.2	130.0	130.9	11.6	9.3	306,687	247,205	295,936	237,236	10,751	9,969
9月	142.5	140.5	130.3	131.0	12.2	9.5	305,025	236,237	295,976	233,671	9,049	2,566
10月	146.5	144.8	133.9	134.8	12.6	10.0	305,768	237,046	298,384	236,299	7,384	747
11月	147.5	144.5	134.9	134.2	12.6	10.3	323,586	242,119	297,698	233,631	25,888	8,488
12月	145.0	142.8	132.7	132.4	12.3	10.4	686,624	462,506	297,130	234,140	389,494	228,366
令和2年1月	137.7	142.3	125.9	131.3	11.8	11.0	307,059	244,571	293,236	242,964	13,823	1,607
2月	139.8	140.8	127.7	130.1	12.1	10.7	298,574	244,772	293,657	241,322	4,917	3,450
資料 出 所	県 統 計 課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値

注) 消費者物価指数は「平成27年基準」へと変更に伴い、平成28年

注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上

7月分以降の公表に合わせて改訂。





---

「労働おきなわ」150号 (琉球労働から通巻224号)

2020年6月30日発行

編集・発行／沖縄県商工労働部労働政策課

〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2366 FAX(098)866-2355

<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/index.html>

印刷所／有限会社アトム印刷

〒901-1303 与那原町字与那原3157-3

TEL(098)944-1355 FAX(098)944-1716

---

●バックナンバーURL● <http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/20756.html>

